

## 掲示事項 地域密着型特定施設入居者生活介護

### 運営規程の概要

フリガナ	カイゴツキユウリヨウロウジンホーム オモシロソウ			サービスの種類	地域密着型 特定施設入居者生活介護							
事業所名	介護付有料老人ホーム おもしろ荘			事業所番号	1590200513							
所在地	〒940-0241 長岡市北荷頃34番地2			フリガナ	ナカザワ リョウ							
連絡先	電話番号	0258-51-5185		FAX番号	0258-52-3145							
入居定員	29名	居室形態	全30室 個室(内、一時介護室1室)									
利用料	法定代理受領分		介護報酬告示上の額									
	法定代理受領分以外		介護報酬告示上の額									
その他の費用	重要事項説明書の通り											
居住の権利形態	建物賃貸方式											
利用料支払方式	月払い方式											
第三者評価の実施の有無	なし											

### 施設の概要

建物	規模及び構造		延床面積 2,209.56m <sup>2</sup> 鉄骨造2階建て(準耐火構造)					
	敷地の状況		建物の面積 7,616.82m <sup>2</sup>					
居室及び設備	種類	居室	一時介護室	リビング・食堂	置コーナー	トイレ	喫煙室	スタッフステーション
	数量	29	1	1	1	16	2	1
	面積m <sup>2</sup> (内法)	15.05 (13.16)	15.05 (13.16)	110.71	15.93	4.00	4.00	5.21
	種類	機械浴・大浴	個浴室	洗濯室	医務室	相談室	応接室	厨房
	数量	1	1	1	1	1	1	1
	面積m <sup>2</sup>	39.40	7.83	11.97	11.87	10.64	13.55	71.11
消防設備等		スプリンクラー、煙感知機、火災報知器、消火器						

### 協力医療機関

協力医療機関	名称	荒井医院	ひまわり歯科
診療科目名	科目	内 科	歯 科

### 従業者の勤務体制

職 種	員 数	
	常勤	非常勤
生活相談員	1人以上	
看護職員	1人以上	
介護職員	10人以上	
機能訓練指導員	1人以上	
計画作成担当者	1人以上	

### 秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業者が当事業所の従業者でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

## 利用料その他の費用の額

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割～3割負担となります。

### 《地域密着型特定施設入居者生活介護》

#### ・基本報酬

要介護度	単位	基本利用料 (1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要介護1	(546)	5,460 円	546 円	5,460 円
要介護2	(614)	6,140 円	614 円	6,140 円
要介護3	(685)	6,850 円	685 円	6,850 円
要介護4	(750)	7,500 円	750 円	7,500 円
要介護5	(820)	8,200 円	820 円	8,200 円

#### ・加算及び減算

加 算 ・ 減 算	単位	利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(18)	180 円	18 円	180 円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	(12)	120 円	12 円	120 円
医療機関連携加算(1月につき)	(40)	400 円	40 円	400 円
退院・退所時連携加算	(30)	300 円	30 円	300 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記基本利用料と各種加算減算の合計に12.8%加算されます			
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合			基本利用料の70%	

## 身体拘束の禁止

- 介護の提供に当っては、当該入居者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

## 事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

## 苦情処理の体制

....別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

## 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	直近の実施日	
		評価機関名称	結果の開示
		1. あり	2. なし
2. なし			